

# 6 贈与税

## 統計表を見る方のために

### 1 利用上の注意

この章は、平成13年中に財産の贈与を受けた者のうち、贈与税額がある者(贈与税の配偶者控除、又は住宅取得資金の贈与を受けた場合の贈与税額の計算の特例を受けたことにより贈与税額がなくなった者を含む。)について、平成14年6月30日までの申告又は処理による課税事績を示したものである。

なお、一部について、平成12年以前に財産の贈与を受けた者についての申告又は処理による課税事績について調査している。

### 2 用語の説明

この章における用語の意義は、次のとおりである。

- (1) 住宅取得資金の贈与……父母又は祖父母から、自己の居住の用に供する住宅の取得資金の贈与を受けた場合、一定の要件のもとで、1,500万円までの部分について、5分5乗方式により贈与税額を計算する。
- (2) 納税猶予……………贈与者の推定相続人でかつ農業の後継者が贈与を受けた農地等の価格に対応する贈与税額は、一定の要件のもとに納税が猶予される。

### 3 贈与税の税率等(平成13年分)

課税価格 税率等	150万円 以下	200万円 以下	250万円 以下	350万円 以下	450万円 以下	600万円 以下	800万円 以下	1,000万円 以下
税率	%	%	%	%	%	%	%	%
	10	15	20	25	30	35	40	45
控除額	千円							
-	75	175	300	475	700	1,000	1,400	

課税価格 税率等	1,500万円 以下	2,500万円 以下	4,000万円 以下	1億円 以下	1億円 超
税率	%	%	%	%	%
	50	55	60	65	70
控除額	千円	千円	千円	千円	千円
1,900	2,650	3,900	5,900	10,900	

### 4 贈与税の主な諸控除

- (1) 配偶者控除……………婚姻期間が20年以上ある配偶者から、居住用不動産又は居住用不動産を取得するための金銭の贈与を受けた場合で、贈与を受けた年の翌年の3月15日までにその居住用不動産を自己の居住の用に供し、かつ、その後引き続き居住の用に供する見込みであるときに、2,000万円と居住用不動産の価額とのいすれか少ない金額が、当該贈与による取得財産価額から控除される。  
なお、この配偶者控除は、同一の配偶者からは一生に一度しか適用を受けることができない。
- (2) 基礎控除額……………1年間に贈与を受けた財産の価額の合計額から110万円が控除される。

## 6-1 課税状況

## (1) 課税状況

区分	人員	金額
	人	千円
取得財産価額(本年分)	10,739	37,747,436
配偶者控除額	681	8,950,785
基礎控除額	10,739	11,812,900
基礎控除後の課税価格	実 10,126	17,569,118
<b>贈与税額</b>	<b>9,076</b>	<b>3,091,304</b>
外国税額控除	-	-
差引納付税額	9,076	3,091,279
納税猶予額	156	1,238,580
<b>納付税額</b>	<b>実 8,935</b>	<b>1,852,699</b>
災害减免法による免除税額	-	-
住宅取得資金の贈与額	1,192	5,820,337

調査対象等：平成13年中に財産の贈与を受けた者について、平成14年6月30日までの間の申告又は処理(更正、決定等)による課税事績を、「申告書、決議書等」に基づいて作成した。  
 (注) 「人員」欄の「実」は実人員を示す。

## (2) 課税状況の累年比較

区分	人員	取得財産価額	納付税額
	人	千円	千円
平成9年分	14,353	40,252,260	2,594,303
10	13,561	36,748,768	2,409,261
11	13,379	38,458,063	2,460,621
12	12,725	37,464,098	2,429,236
13	10,739	37,747,436	1,852,699

(注) この表は、「(1)課税状況」を累年比較したものである。

## 6 贈与税

### (3) 申告及び処理の状況

区分	取得財産価額			納付税額		
	人員	金額	人	金額	人	金額
本年分	申告額	10,742	人	千円	8,934	1,845,822
	修正申告による増差額	42			46	9,273
	更正による増差額	-			-	-
	更正等による減差額	8		18,137	9	2,397
	決定期額	-		-	-	-
	計	実 10,739		37,747,436	実 8,935	1,852,699
過年分	申告額	330		848,537	285	93,280
	修正申告による増差額	63		163,491	64	64,732
	更正による増差額	-		-	-	-
	更正等による減差額	37		45,348	36	7,398
	決定期額	1		98,539	1	57,760
	計	実 323		1,065,219	実 273	208,373
合計	申告額	11,072		38,584,964	9,219	1,939,102
	修正申告による増差額	105		192,637	110	74,005
	更正による増差額	-		-	-	-
	更正等による減差額	45		63,485	45	9,795
	決定期額	1		98,539	1	57,760
	計	実 11,062		38,812,655	実 9,208	2,061,072

調査対象等：「本年分」は平成13年中に財産の贈与を受けた者について、平成14年6月30日までの申告又は処理(更正、決定等)による課税事績を、「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

「過年分」は平成12年以前に贈与を受けた者について、平成13年7月1日から平成14年6月30日までの間の申告又は処理による課税事績を、「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

(注) 「人員」欄の「実」は実人員を示す。

### (4) 加算税の状況

区分	過少申告加算税		無申告加算税		重加算税	
	人員	金額	人員	金額	人員	金額
本年分	人 15	千円 475	人 60	千円 2,601	人 -	千円 -
過年分	16	792	211	13,795	-	-
合計	31	1,267	271	16,396	-	-

調査対象等：「(3)申告及び処理の状況」と同じである。

## 6-2 贈与財産価額階級別

人員、財産価額、税額

取得財産価額階級	人 員	取 得 財 産 価 額	納 付 税 額
	人	千円	千円
150万円以下	3,877	4,705,590	44,394
150万円 超	1,550	2,752,728	98,901
200万円 "	2,945	8,288,741	475,503
400万円 "	1,456	7,632,360	468,897
700万円 "	290	2,516,504	252,077
1,000万円 "	420	6,214,733	277,820
2,000万円 "	171	3,704,118	98,107
3,000万円 "	22	793,032	102,520
5,000万円 "	11	1,128,621	27,603
<b>合 計</b>	<b>10,742</b>	<b>37,736,427</b>	<b>1,845,822</b>

調査対象等：平成13年中に財産の贈与を受けた者について、平成14年6月30日までに提出された「申告書(修正申告書を除く。)」に基づいて作成した。

## 6-3 贈与財産種類別

受贈人員、財産価額

財 産 の 種 類	人 員	取得財産価額	財 産 の 種 類	人 員	取得財産価額		
	人	千円		人	千円		
土 地	田(耕作権及び永小作権を含む。)	502	3,203,860	有 価 証 券	株 式 及 び 出 資	1,916	4,523,261
	畑(耕作権及び永小作権を含む。)	293	726,962		公 債 及 び 社 債	6	14,987
	宅 地 (借地権を含む。)	3,411	13,712,664		投 資・貸付信託受益証券	3	6,545
	山 林	179	111,428	<b>計</b>		<b>1,925</b>	<b>4,544,792</b>
	そ の 他 の 土 地	251	528,073	現 金 、 預 貯 金 等	4,054	11,450,563	
<b>計</b>		<b>4,197</b>	<b>18,282,987</b>	家 庭 用 財 産	-	-	
家 屋 、 構 築 物	1,133	2,342,133	そ の 他 の 財 産	生 命 保 険 金 等	154	498,106	
事 業 (農 業) 用 財 産	機械器具、農耕具、じゅう器、備品	2	3,654	立 木	66	50,277	
	商品、製品、半製品、原材料、農産物等	-	-	そ の 他	282	560,111	
	壳 掛 金	-	-	<b>計</b>	<b>501</b>	<b>1,108,495</b>	
そ の 他 の 財 産	9	3,803					
<b>計</b>	<b>11</b>	<b>7,457</b>	<b>合 计</b>	<b>10,742</b>	<b>37,736,427</b>		

調査対象等：平成13年中に財産の贈与を受けた者について、平成14年6月30日までに提出された「申告書(修正申告書を除く。)」に基づいて作成した。

(注) 「人員」欄の「実」は実人員を示す。

## 6 - 4 税務署別課税人員

税務署別課税人員

区 分	人 員	区 分	人 員
	人		人
徳 島	1,195	松 山	1,836
鳴 門	448	今 治	537
阿 南	240	宇 和 島	179
川 島	115	八 幡 浜	218
脇 町	65	新 居 浜	252
池 田	74	伊 予 西 条	147
徳 島 県 計	2,137	大 洲	123
高 松	1,701	伊 予 三 島	236
丸 亀	462	愛 媛 県 計	3,528
坂 出	517	高 知 県 計	999
觀 音 寺	307	安 芸	110
長 尾	277	南 国	221
土 庄	74	須 崎	131
香 川 県 計	3,338	中 村	131
		伊 野	144
		高 知 県 計	1,736
		全 管 計	10,739

(注) この表は、6-1「課税状況」の「(1)課税状況」の「取得財産価額(本年分)」欄の「人員」を税務署別に示したものである。